

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年6月24日（金） 号外第48号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例（20）（市町村課）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（21）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （22）（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 9

公布された条例のあらまし

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の借入れ等に係る公費負担の上限額が改められたことに鑑み、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における県費負担の上限額を改める。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる選挙運動に係る県費負担の上限額を、同表の中欄に掲げる額から同表の右欄に掲げる額に改める。

区分	現行単価	改定単価
選挙運動用自動車の借入れ	15,800円	16,100円
選挙運動用自動車の燃料供給	7,560円	7,700円
ビラの作成	5万枚以下の場合 1枚当たり7円51銭 5万枚を超える場合 1枚当たり5円2銭	5万枚以下の場合 1枚当たり7円73銭 5万枚を超える場合 1枚当たり5円18銭
ポスターの作成	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり525円6銭 ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり27円50銭 企画費 310,500円	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり541円31銭 ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり28円35銭 企画費 316,250円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 構造及び設備が長期使用構造等であると認められる住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定については、住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料と同額の手数を徴収することとする。

(2) 施行期日は、令和4年10月1日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 人工授精及び体外受精の治療の一部が保険適用されることになったこと並びに悪性腫瘍等の治療により妊孕性が失われると予測される場合等<sup>とう</sup>に実施する生殖補助医療（以下「医学的適応による生殖補助医療」という。）に係る病院の使用料を徴収することに伴い所要の改正を行う。

(2) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い、非紹介患者加算料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立病院における医学的適応による生殖補助医療に係る使用料の額を次のとおり改める。  
 ア 保険適用の対象となる配偶者間人工授精及び体外受精に係る使用料を廃止する。  
 イ 次のとおり医学的適応による生殖補助医療に係る使用料を徴収する。

区分		金額
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査		1件につき 110,000円
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		1件につき 23,000円
妊 <sup>よう</sup> 孕性温存療法	精液調整	1件につき 8,800円
	精子凍結保存	1件につき 36,300円
	未受精卵子凍結保存	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 1個以上3個以下の場合 46,200円 (イ) 4個以上6個以下の場合 52,800円 (ウ) 7個以上の場合 60,500円
	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新	1件につき1年ごとに 13,200円

- (2) 非紹介患者加算料について、手数料の額を次のとおり改める。

区分	金額		
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	医科	1回につき 7,000円 (現行 5,000円)	1回につき 7,700円 (現行 5,500円)
	歯科	1回につき 5,000円 (現行 3,000円)	1回につき 5,500円 (現行 3,300円)
選定療養のうち再診に係るもの	医科	1回につき 3,000円 (現行 2,500円)	1回につき 3,300円 (現行 2,750円)
	歯科	1回につき 1,900円 (現行 1,500円)	1回につき 2,090円 (現行 1,650円)

- (3) 施行期日等  
 ア 施行期日は、令和4年10月1日とする(2)に関する事項を除き、公布の日とする。  
 イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第20号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既</p>	<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既</p>

に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円に5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、

に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円に5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、

<p>合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>57万3,030円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定 下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画</p>			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画</p>		
区分	金額		区分	金額	
	確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合		確認書の添付がある場合	確認書の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画	略	略	1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良			2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良		

<p>住宅建築等 計画又は長期優良住宅 維持保全計 画 (1)～(8) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>住宅建築等 計画 (1)～(8) 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア・イ 略 ウ 住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に係るもの(アに掲げるものを除く。) 変更後の長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に応じ、前号イの表に定める額(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) (315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円 (315の5)～(328) 略 2 略</p>			<p>(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア・イ 略 ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの(アに掲げるものを除く。) 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号イの表に定める額(長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) (315の4) 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円 (315の5)～(328) 略 2 略</p>		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。



鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第22号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前		
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）		
1・2 略		1・2 略		
3 <u>生殖補助医療料</u>		3 <u>人工授精料及び体外受精料</u>		
区分	金額	区分	金額	
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1件につき 110,000円	配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	1件につき 9,988円	
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	1件につき 23,000円	体外受精		
妊 <small>よう</small> 孕 <small>ごう</small> 性温 <small>おん</small> 存 <small>ぞん</small> 療法	精液調整	1件につき 8,800円	採卵	1件につき 44,550円
	精子凍結保存	1件につき 36,300円	採精	1件につき 7,150円
	未受精卵子凍結保存	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 1個以上3個以下の場合 46,200円 (2) 4個以上6個以下の場合 52,800円 (3) 7個以上の場合 60,500円	顕微授精	1件につき 38,500円
	胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新	1件につき1年ごとに 13,200円	初期胚培養	1件につき 42,900円
		胚盤胞培養	1件につき 56,100円	
		新鮮胚移植（凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植を含む。）	1件につき 35,200円	
		胚・未受精卵子凍結保存	1件につき 44,000円	
		融解胚移植	1件につき 66,000円	
		未受精卵子融解	1件につき 42,900円	
		精子凍結保存	1件につき 38,500円	
4～6 略		4～6 略		
7 非紹介患者加算料		7 非紹介患者加算料		
区分	金額	区分	金額	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に	

			係るもの				係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	医科	1回につき き <u>7,000</u> 円	1回につき き <u>7,700</u> 円	選定療養のうち初診に係るもの	医科	1回につき き <u>5,000</u> 円	1回につき き <u>5,500</u> 円
	歯科	1回につき き <u>5,000</u> 円	1回につき き <u>5,500</u> 円		歯科	1回につき き <u>3,000</u> 円	1回につき き <u>3,300</u> 円
選定療養のうち再診に係るもの	医科	1回につき き <u>3,000</u> 円	1回につき き <u>3,300</u> 円	選定療養のうち再診に係るもの	医科	1回につき き <u>2,500</u> 円	1回につき き <u>2,750</u> 円
	歯科	1回につき き <u>1,900</u> 円	1回につき き <u>2,090</u> 円		歯科	1回につき き <u>1,500</u> 円	1回につき き <u>1,650</u> 円
8～11 略 備考 略				8～11 略 備考 略			

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の7の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する生殖補助医療について適用し、施行日前に開始した生殖補助医療については、なお従前の例による。